

## 令和3年度 第2回安城市特別職報酬等審議会議事録（要旨）

日 時 令和3年11月18日（木）

午後10時から午前10時50分まで

場 所 市役所本庁舎3階 第10会議室

出席者（委 員）渥美委員、笠原委員、渡邊委員以外出席

（事務局）企画部長、総務部長、人事課長、人事課松元補佐

会 長

それでは、議事に入らせていただきます。第1回審議会で委員の皆様からご発言いただきましたご意見、ご質問に対する補足事項などがあれば事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

人事課長の鈴木です。それでは初めに、前回、第1回の審議会において、ご質問にお答えできなかった部分についてお答えさせていただきたいと思います。前回使用しました「特別職報酬等審議会資料」という題名の冊子状の資料をご覧ください。

まず1点目ですが、資料の15ページにおきまして、各都市議会議員の政務活動費を掲載しておりますが、安城市の活動費が刈谷市より高い理由についてご質問をいただきました。

この政務活動費につきましては、「安城市議会政務活動費の交付に関する条例」で定められており、平成16年度の改定により月1万8千円、年間18万円から、現行の月3万円、年間で36万円となっています。この額の改定時には、議会改革検討委員会で議論がなされ、市民代表からなる第三者機関の政務調査費検討委員会からの意見を踏まえ、議会運営委員会で額を確定し、議員提出議案として議会の議決を受け条例が改正されています。

当時の議案の提案理由といたしましては、議会改革の一環として、多様化する市民ニーズをよりの確に把握し、今まで以上に十分な議員活動を行うことで、市政の発展と市民福祉の向上を目指すとしております。そのため、この政務活動費に関しましては、各市それぞれ

れの議会や会派が議員活動を行うにあたり必要な額を定めていることから、刈谷市との違いに関しましては、両市議会の活動方針などの違いによるものと理解していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、令和2年度の政務活動費の収支報告では、議員28人で、1千8万円の予算に対し、支出総額290万円余で、執行率28.8%となり、717万円余を返納しています。

次に、2点目ですが、資料の18ページで、地域手当を含んだ給料支給額について、市長及び副市長は県下4位であるが、教育長は県下2位となっていることから、本市教育長の給料がなぜ県下でこれだけ上位に位置するのかという質問であったと思います。

22ページ、資料の一番上の豊橋市をご覧ください。中央あたりに教育長とあり、「率」といった欄があると思います。ここには直近で教育長の給料を改定した時の改定率が掲載されています。他の率と見比べていただきますと教育長の改定率が23.33%と大きく変動しています。これは一昨年開催のこの審議会において、従来、教育長は一般職として一般の職員と同様に給料と諸手当（管理職、扶養、住居等）を受けていましたが、特別職に切り替えた時に、諸手当がなくなり、年収ベースで金額が下がらないようにするため、給料月額を上げたところ豊橋市から聞き取り、説明しています。本市におきましても、資料23ページの真ん中あたり、教育長の引上率で平成8年10月の行を見ていただきますと、25.1%と大きく変動しています。その時に「安城市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」が施行されており、変動率等からも豊橋市と同様に、教育長の給料を特別職である市長、副市長と同じような考え方をする措置が行われたものと理解しています。また、本市の場合、校長先生が教育長に就任することから、年収を考えた時に、今までと手取り額が変わらないよう、また市長、副市長とのバランスも考慮した結果として、このような金額となり、県内順位になっているものと思われます。以上2点が前回の審議会でお答えできなかった部分となります。どちらも明確な要因をお答えできておりませんが、よろしくお願いたします。

委員 説明はそれでいいのですが、予算そのものが高い水準にあると、執行の時点で「予算があるから」という考え方が生じてしまうと思いますので、適正な水準に、ということは検討してほしいと思います。過去の検討委員会では検討されていますが、やはり、その後の世間の情勢は変わってきていると思いますので、ここの場でそういった意見が出たということは議会の方には伝えていただきたいなと思います。

委員 先回会議の中で、教育長の給与が、地域手当を考慮した後に上がるということで、どういう実績があって、それに対する対価として妥当かどうかという観点でいくと、どうなのかなと思いました。安城市にかかわらず、昨年というのはコロナ禍で教育現場が大変混乱したと思います。そうした中で特段大きな問題もなくやれたという観点からいけば、他の三役と同じような変動率で処遇するのは、一般的に理解が得られると感じました。

委員 非常に難しいです。非常に数字がたくさんあって理解ができなくて難しいというところですが、本当に教育現場がコロナ禍で非常に混乱をしておったというようなことから、私は適正だと思っております。

特別報酬審議会が2年に1回で開かれるということで、今まで特別異議申し立てがなく、今までの水準で上がってきたということですよね。だから今回もその水準でいいと。市民の皆さんから反発が起こることではないと思っております。

委員 私も別段問題があると思ってません。ただ教育長のほうは、前職の給料云々というところは、今後も上がってくるという形になると、またこの審議と違ってくると思いますので、その辺を明確にした方がいいと思ってます。

事務局 先ほど申し上げたのが、教育長がもともと一般の給料体系から特別職の体系に変わったときに、手当を含んでいた今までの給料を下回らないようにとさせていただきます。

それ以降につきましては、人事院勧告が上げ下げに基づいて、給料を決めております。

委員 もしお仕事であまりお給料もらってみえない方が教育長になられ

た場合も、それとは関係なく人事院勧告に基づくから心配ないと考えていいということですよ。

事務局 はい、人事院勧告に基づいていきますので心配はございません。

委員 私もずっとこの数字を見ていて、そもそも教育長の給与は、地域手当を含んだ額で急に上がっていますが、私の結論はこれで順当であるということです。

委員 安城市は市長を始め、健幸ということで、教育長になられる方はしっかり仕事をしていただくということで、この水準で推移していただいていいのかなというふうに思います。以上です。

会長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうから、案を出していただき、説明をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局 今回の審議会にあたりまして、資料②の「判断要素と事務局案」というA4用紙1枚の資料について、説明させていただきます。前回、第1回目の審議会におきましては、ご審議いただくための基礎となる資料の説明をさせていただき、その内容について、ご意見、ご質問をいただきました。

今後の審議会の進め方といたしましては、本日第2回目の審議会において、具体的な答申の案を固めていただき、第3回は審議会として市長に答申していただくことを予定しています。その中で、答申に向け事務局としての案をお示しさせていただきたく、その資料となっています。

始めに、判断していただく要素としまして、3点挙げております。①人事院勧告、②県下37市における比較、③県下人口同規模（人口10万人以上30万人未満）の県内10市による比較となります。それでは、まず①の人事院勧告では、前回、令和元年度の審議会から、それ以降2年分の人事院勧告を提示しており、一般職、指定職ともここ2年間は「改定無し」となっています。なお、一般職の下の欄にある指定職とは事務次官や官房長官、局長、大学の学長などとなっており、議員及び特別職である市長等の期末手当につきましては、こちらの改定率を参考としています。

次に、②の県下37市における比較では、議員報酬、特別職給料

ともに安城市以外の36市の平均額と比較し、その平均額に対しては上回っています。

次に、③の県下の人口規模が10万人以上30万人未満の同規模の10市における比較につきましても、議員報酬、特別職給料ともに安城市以外の9市の平均額を上回っています。

以上の3つの判断要素を踏まえたうえで、事務局案としてA案とB案の2つを挙げさせていただきました。まずは、それぞれの案の考え方をご説明し、その後、実際の金額などの詳細を案ごとに説明してまいります。

まず、A案は金額の変更をしない、据え置きとする案です。判断要素の①にありますように、指定職の改定が据え置きであることと、県内他市との比較である②、③において平均を上回っていますが、突出した金額ではないことを踏まえた考え方でございます。

次に、B案ですが、前回の報酬審議会の答申結果である+0.13%引き上げる案となっています。一昨年この答申をいただきましたが、ちょうどコロナウイルス感染症が猛威を振るい、学校が休校となるなどの状況に鑑み議会への上程を取り下げ、据え置きとしたことから、改めて同様の率で引き上げる案となっています。

それでは、2つの案の具体的な金額について説明してまいります。事前に送付しました、資料③をご覧ください。この資料③両面にあります1及び2におきまして、先ほど説明しましたA案とB案における金額が、県下各市と比較してどうなるのかを、お示ししています。それぞれ比較対象としまして、安城市を除き「a」は県下36市、「b」は県下の人口規模が10万人以上30万人未満の同規模の9市、「c」は人口規模が同規模な「b」の内、財政力指数が1.0以上と良好な3市を対象として比較しています。

まず、資料③の1をご覧ください。これは、先ほど説明しましたA案となる金額を据え置いた場合に、「a」から「c」の3種の比較対象それぞれの平均値との比較を示しています。それぞれ市長、副市長等の欄の二重線右側が平均年間収入及び本市との差になります。そちらを見ていただきますと、「a」、「b」、「c」いずれの特別職、議員においてもそれぞれ平均を上回っていることがわかります。

次に、資料裏面、③の2ですが、こちらは事務局案のB案であります、0.13%の引き上げを行った場合の金額と順位となっております。結果としましては、いずれの特別職、議員も金額にして月1,000円の引き上げとなります。この月1,000円の引き上げによって、他市は金額の変更がないものとした場合に、特別職及び、副議長を除く議員は、「a」から「c」の3種の比較対象それぞれでの順位が引き上げ前と変わらないという結果となり、副議長においても3種の比較対象それぞれにおいて順位が一つだけ上がっていますが、大きな変化はございません。

以上、事務局案としてお示ししました2つの案の説明となります。これら、お示しさせていただきました資料を参考に、ご審議をお願い致します。以上でございます。

会 長 事務局から2案でましたけども、いかがでしょうか。

委 員 この比較表でよく理解できました。私個人としましては、コロナ禍の見通しがついてないので、A案（据え置き）やむなしかなと思います。

委 員 コロナが今は、ちょっと終息してるかに見えますが、まだまだ心配なので、A案（現行のまま）という考えです。

委 員 皆さんがおっしゃっている通りに、やはり、どうしても現状まだ先が不透明で、世の中いろいろなことで大変な中なので、0.1パーセントであっても引き上げはなくて据え置きかなと考えております。

委 員 私は、A案（据え置き）で賛成をさせていただきたいと思います。B案では、上がるということについては市民の立場に立っても抵抗があると思いますので、私はA案で賛成させていただきたいと思います。

委 員 私も結論としてはA提案（据え置き）で賛成です。私は金融機関なのですが、中小企業さんの業績を見ると、非常にまだまだ厳しい状況にあります。こうしたことを考えると、B案でもそう大きい金額ではないですが、上げないことの方が社会情勢的には正しいのではないかと思います。

今回、決める時の基準が近隣の市町というのが一つの基準になる

わけですが、安城市独自の指標みたいなもの、努力して達成できるようなものKPIを持って、それに応じて上げる下げるというのを今後議論できればいいなと思いました。

委員

最初の説明の中で、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれないけれども、令和元年度の審議会の答申に基づいて0.13パーセント上げる予定だったのがコロナ渦で見送ったという同じ状況は、他市でもあると思いますが、他市では見送った事例があるとか、引き上げたとか、先ほど説明はありましたか。

事務局

他市の事例説明は特にしておりません。今年度、開催しているところは、今、同じ時期に横並びで開催をしておりますので、近隣でなかなかどうするかというのは把握しておりませんが、岡崎市、豊田市、刈谷市が昨年、この報酬等審議会を開催しており、それぞれ見送り(据え置き)のというような形になっていると聞いております。

委員

他市の前回分は見送っているというのは、はっきりしておかないと、もらう立場の人はどうだったのかなということになる。皆さんが言われるようにA案(据え置き)が妥当だとは思いますが、もらう立場の人は他市がどうなのか口には出さないと思いますが、説明の中には入れておかないと不親切かなと思います。

会長

それでは、全員がA案(据え置き)という形でまとまりましたので、それで答申させていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

今後の予定については、次回、市長のほうに答申するということになると思いますので、よろしく願いします。それでは最後事務局の方でどうぞ。

事務局

慎重にご審議し、結論を導いていただきましてありがとうございました。

ただいまの結論を事務局のほうで、答申案の作成を進めていきたいと思っております。次回ですが12月16日(木)を予定しております。後日、開催のご案内等とともに答申案の案を、委員の皆様へ事前にご送付させていただきますので、もし意見等ございましたら、開催日の少し前に事務局のほうにお寄せいただければと存じますので、よろしく願いいたします。あとは全体を通しまして、ご意見や

ご質問ございませんか。

それでは本日は以上をもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。